

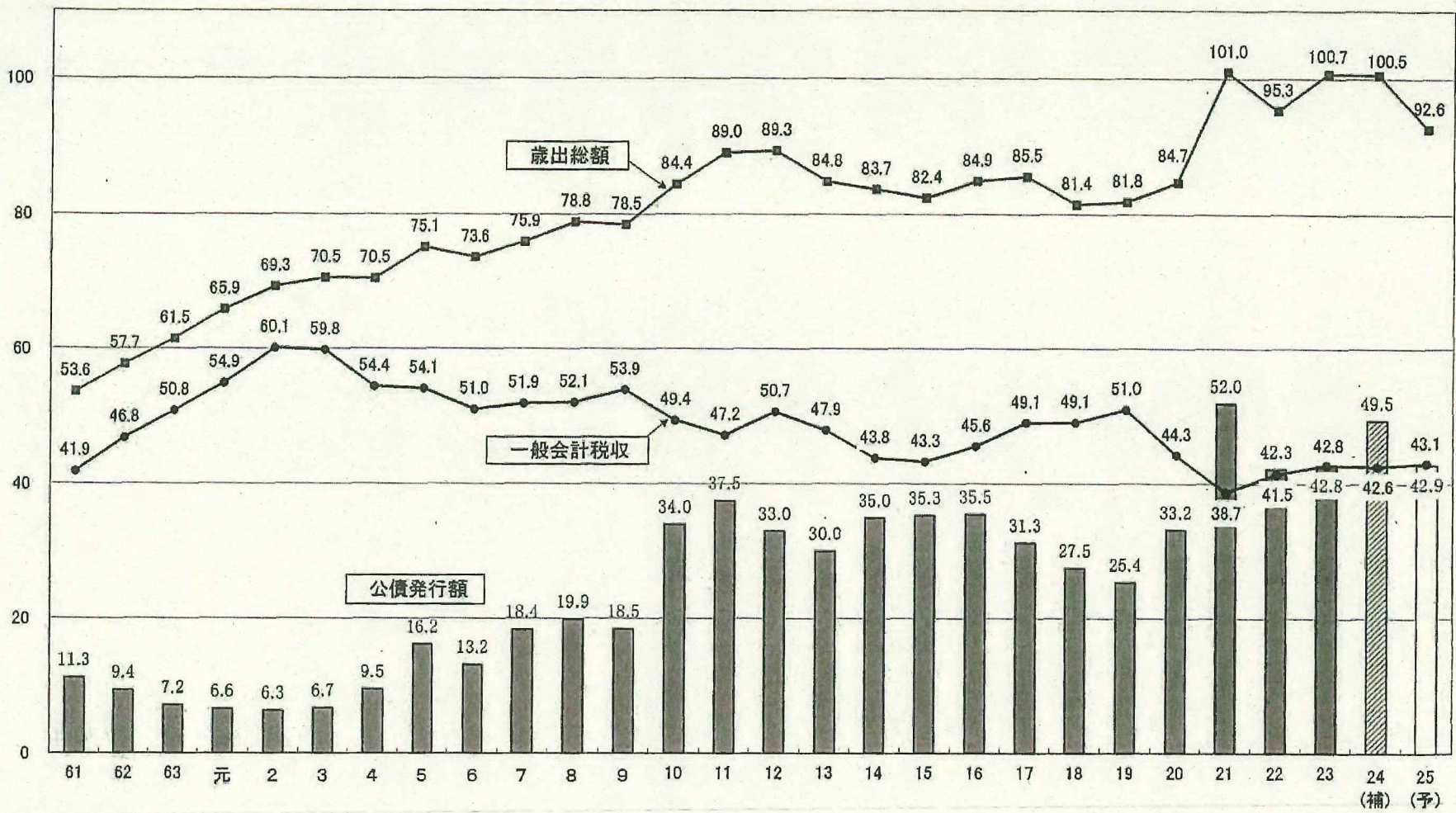
平 25. 8. 5  
総 2 - 1

# 財務省説明資料

## 〔税財政の現状等について〕

# 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

(兆円)



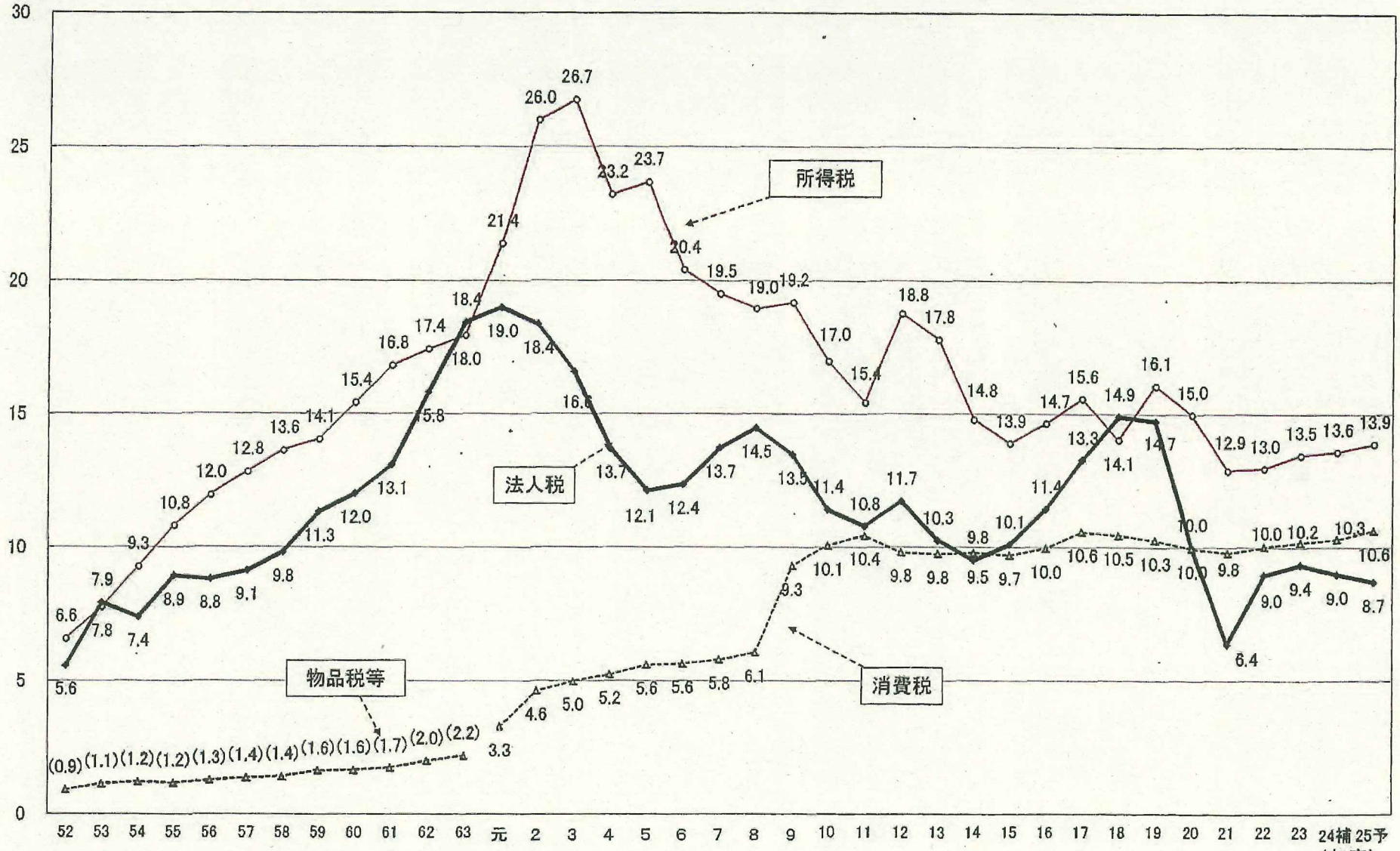
歳出に占める税収の割合 (%)

年度	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24(補)	25(予)
割合 (%)	78.1	81.1	82.7	83.4	86.8	84.8	77.2	72.1	69.3	68.4	66.0	68.7	58.6	53.1	56.8	56.5	52.4	52.5	53.7	57.4	60.2	62.3	52.3	38.4	43.5	42.5	42.4	46.5

(注1) 23年度以前は決算額、24年度は補正後予算額、25年度は予算額(案)による。  
 (注2) 公債発行額は、4条公債発行額及び特別公債発行額の合計である。

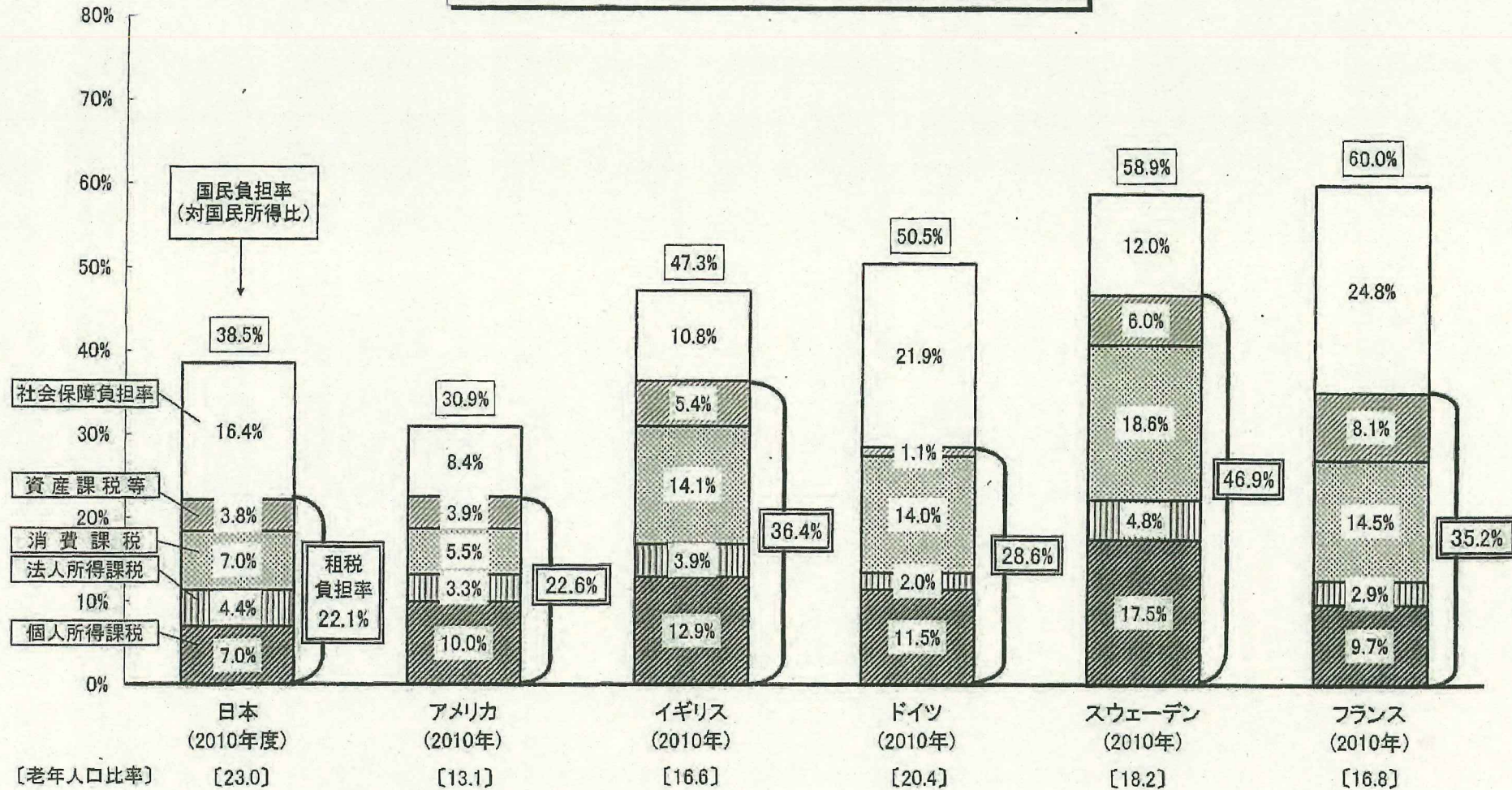
# 主要税目の税収(一般会計分)の推移

(兆円)



(注) 23年度以前は決算額、24年度は補正後予算額、25年度は予算額(案)である。

## 国民負担率(対国民所得比)の内訳の国際比較



(注) 1. 日本は平成22年度(2010年度)実績、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2011"及び同 "National Accounts"による。なお、日本の平成25年度(2013年度)予算ベースでは、国民負担率:40.0%、租税負担率:22.7%、個人所得課税:7.3%、法人所得課税:4.6%、消費課税:7.1%、資産課税等:3.7%、社会保障負担率:17.3%となっている。  
 2. 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。  
 3. 四捨五入の関係上、各項目の数値の和が合計値と一致しないことがある。  
 4. 老年人口比率については、日本は2010年の推計値(総務省「人口推計」)における10月1日現在人口、諸外国は2010年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2010 Revision Population Database"による)である。なお、日本の2013年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年(2012年)1月推計)による)は25.1となっている。

# 近年の主な税制の動き

	抜本的税制改革(S62・63年)	税制改革(H6年)	定率減税等(H10・11年)	H15年～	H22年～								
【消費】	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税創設 (+4.4兆円) 元年～</li> <li>個別間接税の廃止 (▲2.3兆円) 元年～</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税率引上げ</li> <li>地方消費税創設 (+2.4兆円) 9年～</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>中小特例措置の縮減 (+0.5兆円) 16年～</li> </ul>									
【個人所得】	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度減税 税率構造の累進緩和、 人的控除の引上げ、 特定扶養控除の創設等 (▲3.9兆円) 62年・63年～</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度減税 税率構造の累進緩和、 人的控除の引上げ、 給与所得控除の引上げ (▲2.4兆円) 7年～</li> <li>特別減税                             <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>6年</td> <td>7年</td> <td>8年</td> </tr> <tr> <td>▲3.8兆円</td> <td>▲1.4兆円</td> <td>▲1.4兆円</td> </tr> </table> </li> </ul>	6年	7年	8年	▲3.8兆円	▲1.4兆円	▲1.4兆円	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高税率引下げ (▲0.3兆円) 11年～</li> <li>特別減税                             <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>10年 (2回分)</td> </tr> <tr> <td>▲2.8兆円</td> </tr> </table> </li> </ul>	10年 (2回分)	▲2.8兆円	<ul style="list-style-type: none"> <li>定率減税 (▲2.6兆円) 11年～18年</li> <li>諸控除の見直し 配偶者特別控除、 公的年金等控除等 (+0.7兆円) 16・17年～</li> <li>税源移譲 16年～ [国⇒地方:3.0兆円]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>諸控除の見直し 年少扶養控除の廃止、 特定扶養控除の見直し (+0.7兆円) 22・23年～ 給与所得控除の上限設定、 退職所得課税の見直し (+0.1兆円) 24・25年～</li> <li>復興特別所得税 (+0.3兆円) 25年～49年</li> </ul>
6年	7年	8年											
▲3.8兆円	▲1.4兆円	▲1.4兆円											
10年 (2回分)													
▲2.8兆円													
【法人所得】	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率引下げ (▲0.5兆円) 62年～ (▲1.5兆円) 元年・2年～</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>税率引下げ・課税ベース拡大 (▲0.3兆円) 10年～</li> <li>税率引下げ (▲1.7兆円) 11年～</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発・設備投資減税等 (▲1.4兆円) 15年～ ※18年:IT投資促進税制の廃止 (+0.6兆円)</li> <li>減価償却制度の見直し (▲0.5兆円) 19年～</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率引下げ・課税ベース拡大等 (▲0.8兆円) 24年～</li> <li>復興特別法人税 (+0.8兆円) 24年～26年</li> </ul>								
【その他】	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続税減税 税率構造の累進緩和、 基礎控除の引上げ (▲0.7兆円) 63年～</li> <li>株式譲渡益の原則課税化等 (+1.0兆円) 元年～</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続税減税 税率構造の累進緩和、 基礎控除の引上げ (▲0.3兆円) 6年～</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>相続税減税 最高税率の引下げ等 (▲0.2兆円) 15年～</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策のための 税の導入(+0.3兆円) 24年から段階的に実施</li> </ul>								

※ 計数は国税の増減収見込額(平年度ベース)

# 税制抜本改革関係の課題について

## 税制抜本改革法 (平成24年8月10日成立)

- 消費税の見直し
  - ・消費税率の引上げ
    - 平成26年(2014年) 4月 8%
    - 平成27年(2015年) 10月 10%
  - ・社会保障財源化(4経費に充当)
  - ・課税の適正化

### 【検討課題】

#### ■所得税、資産課税の見直し

#### ◇経済への配慮

#### □低所得者対策

#### ◆価格転嫁対策

等

平成24年度税制改正までに  
対応している施策

- 給与所得控除の上限設定
  - 法人実効税率の5%引下げ
- 等

## 平成25年度税制改正等における取組み

### ■所得税、資産課税の見直し

- ・所得税の最高税率の見直し
- ・金融所得課税一体化の拡充
- ・相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直し
- ・贈与税の税率構造を緩和する等の見直し 等

### ◇経済への配慮

- ・経済対策(生産等設備投資促進税制の創設等)等
  - ※15ヶ月予算・金融政策等の「3本の矢」  
大胆な金融政策、機動的な財政政策、  
民間投資を喚起する成長戦略
- ・住宅ローン減税等の延長・拡充等

### ◆価格転嫁対策

- ・独占禁止法・下請法の特例に係る立法措置  
の具体化 等

等

## 今後の主な課題

### ◇経済への配慮

### □低所得者対策

- ・給付付き税額控除
- ・複数税率
- ・簡素な給付措置

※社会保障制度における対応

### ◆価格転嫁対策

- その他(車体課税の見直し等)

## 国際課税の基本的考え方

- ・ 近時、経済取引のグローバル化や企業の海外進出形態の複雑化・多様化がますます進展し、これに伴い、税務執行も困難化。
- ・ 国際課税に関しては、こうした経済実態の変化を踏まえつつ、以下の政策目的実現に向けた施策を不断に実施していく必要。

### ➤ 我が国の適切な課税権の確保

- 租税条約等による外国当局との間の情報交換ネットワークの構築
- 国際的租税回避への対応(外国子会社合算税制、移転価格税制等)等

### ➤ 我が国経済の活性化

- 投資交流促進等

### ➤ 国際的な二重課税の調整

- 外国税額控除制度、外国当局との調整の場の設定等

〔主な論点〕 ① BEPS

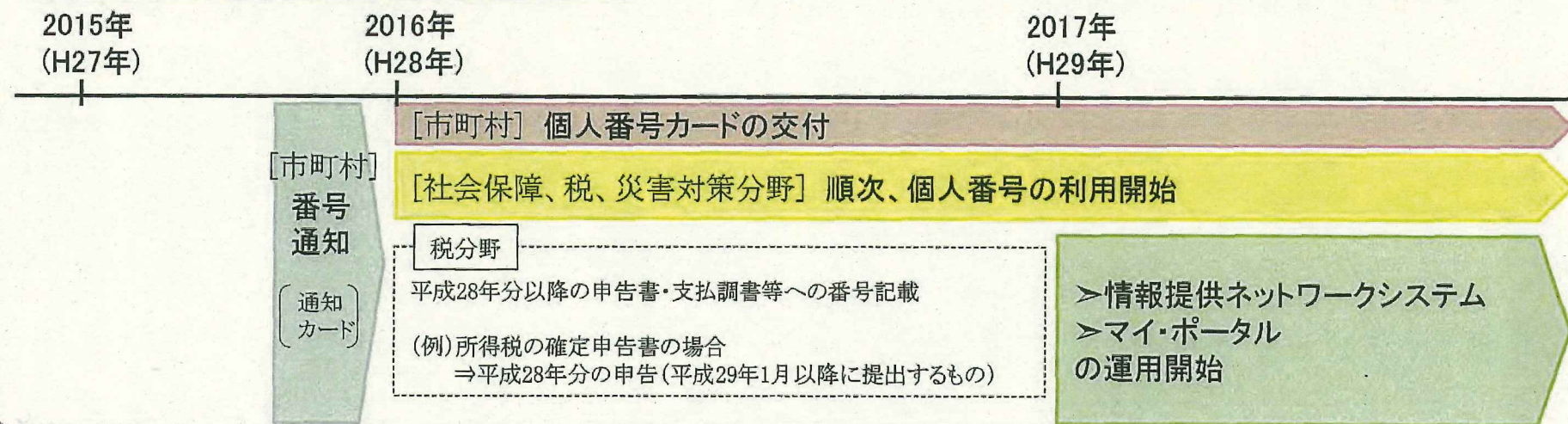
② 国境を越えた役務提供 等

# 「社会保障・税番号制度」について

## 基本理念

個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報保護に十分に配慮しつつ、社会保障、税、災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行う。

## 番号制度の導入に向けたスケジュール



## 番号法(抄)

附則  
(検討等)

第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

## 税制抜本改革法(平成24年法律第68号)(抄)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)  
第七条

六 番号制度については、税務における一層の適正かつ円滑な利用を確保する観点から、番号法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)の公布後、納税者の利便の向上、番号法第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十四項に規定する法人番号の告知、本人確認の実効性の確保並びに調書の拡充による必要な情報の収集等に関する各種の施策について、納税者及び事業者の事務負担等にも配慮しつつ、引き続き検討すること。



# 日本再興戦略（抄）

（H25.6.14 閣議決定）

## 第Ⅰ 総論

### 2. 成長への道筋

#### (1) 民間の力を最大限引き出す

（前略）このため、政府としては、安定的なマクロ経済環境の整備や経済連携の立ち後れの解消、低コストでのエネルギー供給の実現、投資を阻害する諸規制・制度の見直しなど、我が国企業の競争条件の改善に向けて、これまで以上の強化に取り組むべきは言うまでもない。

生産設備や事業の新陳代謝を促す枠組みを構築し、思い切った投資減税で法人負担を軽減すること等によって積極姿勢に転じた企業を大胆に支援していく。（後略）

## 第Ⅱ. 3つのアクションプラン

### 一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～

#### 1. 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）

「産業競争力強化法案（仮称）」を本年夏までに方針を固め、速やかに国会に提出し、これを中核に、あらゆる政策資源を集中的に投入するとともに、企業経営者には改革の断行への判断と強い指導力の発揮を求め、民間投資と所得の増大による自立的・持続的な経済成長を実現する。

#### ① 民間投資の活性化

##### ○ 先端設備の投資促進

- ・ 生産設備の新陳代謝（老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等）  
を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講じる。

③内外の資源を最大限に活用したベンチャー投資・再チャレンジ投資の促進

○個人によるベンチャー投資の促進（エンジェル税制の運用改善等）

□エンジェル税制について、本年夏までに、ベンチャー企業やその支援者である税理士等にとっての分かりやすさを向上させ、手続負担を軽減する観点から運用改善を行うとともに、制度の利用促進に向け周知徹底を図る。

○民間企業等によるベンチャー投資の促進

□個人投資家のみならず民間企業等の資金を活用したベンチャー企業への投資を促すための方策を早急に検討し、本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

④事業再編・事業組換の促進

○収益力の飛躍的な向上に向けた経営改革の促進

・思い切った投資によるイノベーションを可能とするよう、収益力の飛躍的な向上に向けた戦略的・抜本的な事業再編（スピノフ・カーブアウトを含む。）を強力に促進し、こうした事業再編を推進する企業に対する税制措置や金融支援などの支援策を検討し、必要な措置を講じる。一方で、その実施状況を厳しく検証する。